

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を念頭におき、経営の透明性、客観性の確保とスピーディーな経営の意思決定と業務執行が行えるよう、取締役会の活性化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】【議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

2021年6月総会から採用しました電子投票制度による議決権行使ですが、現時点においては、当社の株主構成等を勘案したうえで、議決権行使プラットフォームの採用及び英文による招集通知の作成を行っていません。今後、外国人持株比率が増加した場合には、必要に応じて検討課題と致します。

【補充原則3-1-2】【英語での情報開示・提供】

招集通知の英訳は、外国人持株比率が僅少であるため、業務、効率面から実施していません。外国人持株比率等を勘案したうえで、必要に応じて検討致します。

【原則4-2】【取締役会の役割・責務(2)】

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬については、当社業績との連動性をより明確にするため、その一部を業績連動報酬としておりますが、中長期的な会社業績を取締役報酬と関連づけることの必要性を認識し、今後、株式による取締役報酬制度の導入を検討する予定です。

【補充原則4-2-1】【業績連動報酬、株式報酬の適切な設定】

取締役報酬については、取締役会で一任を受けた代表取締役社長が、一定のルールに基づき、株主総会で決定された報酬の範囲内で、各取締役の職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案した報酬案を作成し、その内容について指名報酬諮問委員会での諮問を受けた上で、報酬額を決定しております。

業績連動賞与からなる報酬制度は行っておりますが、ストックオプション等株式による報酬制度は導入していません。

当社では、役員持ち株会制度により自社株の取得を進めており、当社の役員は株式の皆様と同じ視点で会社の持続的な成長を目指しております。

【原則5-2】【経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営計画の策定・公表については、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画として「GP2023」において経常利益35億円を目標に掲げ、その基本的な方針を示しておりますが、収益力・資本効率等に関する目標は設定していません。事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し、具体的に何を実行するかについて、株主総会後の会社説明会や事業報告書等で説明を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】【政策保有株式】

投資以外の目的での株式の保有は、業務提携、取引の維持・強化及び保有する株式の安定等の保有目的の合理性があること以外原則として行わないことを基本的な方針としています。また、新規保有については顧客の取引先持株会による取得以外原則として行わないこととしています。

政策保有目的の株式であっても、同時に資金運用目的も合わせた保有と考慮しており、運用による利回りについては継続的にチェックしております。

当社は政策保有株式について、保有する意義や合理性が認められない場合には、市場への影響を含め各種考慮すべき事情に配慮したうえで、原則売却します。

検証の内容については、毎期、保有銘柄について配当利回りや営業取引の状況を確認し、利回り基準として、当社の資金調達コストの2倍以上の利回りが見込めない銘柄については、営業取引の重要性を勘案しながら、原則として売却いたします。営業取引の重要性については、年間取引高50百万円を目安とします。

保有株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。

政策保有先の業績等の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生等の事情により、議決権の行使にあたり特別な注意を要する場合には、十分な情報を収集のうえ、議案に対する賛否を判断します。

【原則1-7】【関連当事者間の取引】

当社と役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合において、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制・手続きを整備しております。

- ・当社グループのコンプライアンスを推進するための基本的な考え方を取りまとめたコンプライアンス規程において、関係者が倫理、道徳上遵守すべき項目として、利益相反行為を明記しています。

- ・当社と当社役員との間で取引が生じる場合は、事前に取締役会規程に基づき、取締役会において取引条件及びその決定方法の妥当性について審議の上、決定しております。なお、特別の利害関係を有する取締役は当該議案については議決権を行使できないこととしています。

- ・グループ会社において行われようとする関連当事者取引については、当社の企画本部長を通じて、社長及び監査等委員会へ報告し、事前に取

締役会規程に基づき、取締役会において取引条件及びその決定方法の妥当性について審議の上、決定しております。
・当社およびグループ会社における関連当事者間の取引については、1年に1回、関連当事者取引に関する調査を実施し、回答書により監査等委員会が監査を行っております。

【原則2 - 6】【企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

年金運用体制として、財務部内に年金運用担当を配置して、運用を行う体制としています。また、積立金の運用を安全・効率的に行うことをはじめとした運用の基本方針・運用指針を作成しており、それらを運用受託機関に対して交付した上、運用受託機関のモニタリングを随時行っています。

運用の基本方針にて、当社および運用受託機関は、運用業務の遂行にあたっては法令を遵守し、善良なる管理者の注意を以って、専ら委託者の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす旨定めております。

【原則3 - 1】【情報開示の充実】

(1)【経営理念、経営戦略、経営計画】

経営理念につきましては、当社ホームページにて開示しております「経営理念」(<https://www.rix.co.jp/company/policy>)をご参照ください。経営戦略および経営計画につきましては、当社ホームページにて開示しております「報告書」(<https://www.rix.co.jp/ir/library/report>)をご参照ください。

(2)【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、コーポレートガバナンスに関する報告書、1.「基本的な考え方」をご参照ください。

(3)【取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続】

役員報酬の決定に関する方針と手続につきましては、コーポレートガバナンスに関する報告書、1【取締役報酬関係】内の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4)【取締役等の選解任・指名を行うに当たっての方針と手続】

取締役等の選任・指名に関する方針と手続につきましては、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の選任にあたっては、「役員就業規則」の規定に従い、代表取締役社長が取締役候補者を推薦し、指名報酬諮問委員会でその内容を審議し、取締役会へ答申を行ったのちに取締役会で決議を得ます。

社外取締役の選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準を参考にして、本人の経歴及び資質に基づき、代表取締役社長が社外取締役候補者を推薦し、指名報酬諮問委員会でその内容を審議し、取締役会へ答申を行ったのちに取締役会で決議を得ます。

監査等委員である取締役の選任にあたっては、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得たうえで監査等委員である取締役候補者を推薦し、指名報酬諮問委員会でその内容を審議し、取締役会へ答申を行ったのちに取締役会で決議を得ます。

当社取締役および社外取締役の選解任基準は以下のとおりです。

【選任基準】

1. 心身ともに健康で、業務の遂行に支障がないこと。
2. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること。
3. 遵法精神に富んでいること。
4. 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること。
5. 社外取締役については、上記1.～4.に加え、(イ)出身の各分野における経験・実績と識見を有していること、及び、(ロ)取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献できること。

取締役の解任提案にあたっては、解任基準を踏まえ、指名報酬諮問委員会でその内容を審議し、取締役会へ答申を行ったのちに取締役会において決定いたします。

【解任基準】

1. 公序良俗に反する行為を行った場合
2. 健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
3. 職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合
4. 選定基準に定める資質が認められない場合

(5)【取締役等の個々の選解任・指名についての説明】

当社定時株主総会招集通知に、取締役候補者及び社外取締役候補者について個別の選任理由を記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】【経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる旨を定款に定めております。なお、その委任の範囲の詳細については「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

【原則4 - 9】【独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、株式会社東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。今後は当社独自の独立性判断基準を策定することも検討してまいります。

【補充原則4 - 11 - 1】【取締役会全体のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社の取締役会は、営業・技術・製造・管理部門に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する取締役ならびに高い識見、経営者としての豊富な経験及び法務関係分野における高度な専門的知識を有する社外取締役で構成され、定款にて社外取締役を含め、取締役の数を15名以内としております。

当社の取締役会は、全体としての知識・経験・能力のバランス及び取締役会の多様性ならびに規模が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から当社にとって最適となるよう努めております。

ジェンダー及び国際性の面は、当社の取締役会の適正規模と比較衡量したうえでの今後の検討課題であると考えております。

【補充原則4 - 11 - 2】【取締役の兼任状況】

当社の取締役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内に留めております。また、当社は取締役の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】【取締役会の実効性について分析・評価および結果の概要】

取締役会の実効性に関する評価を行いました。評価においては、全取締役を対象に、取締役会の「機能」、「構成」、「運営」、「監査機関との連携」等に係るアンケートを実施し、得られた回答の集計結果をもとに、取締役会で意見交換を行う方法で評価を行いました。評価結果につきましては、取締役会全体が適切に機能しており、十分な実効性が確保されていると分析・評価いたしました。一方、課題として、相対的に評価の低い項目については改善していくことにいたします。今後、課題の対応を含め、更なる取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】【取締役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役に対し、期待される役割や責務、必要とされる資質・知識などを踏まえ、各目的に応じた以下の研修等を実施するほか、各取締役が個別に必要とするトレーニング機会の提供・斡旋及び費用の支援を行っています。就任時には法的な職責を理解するための外部団体が主催する新任取締役研修に参加しております。また、必要に応じて社会・経済情勢や、企業として対処すべき課題に関する社外研修等へ参加しております。

【原則5 - 1】【株主との建設的な対話に関する方針】

当社は株主と対話を行い、当社の事業戦略や経営方針を説明するとともに、対話を通じて得た知見を経営に活かすことで、中長期的な企業価値を向上させたいと考えています。

- (1) 株主との対話は、企画本部担当役員が統括しています。
- (2) 対話を補助する社内各部門は定期的に連絡会議を開催するなど他部門会議との連携を取りながら、建設的な対話のための支援を行っています。
- (3) HPでの情報発信、半期ごとの決算発表、報告書・中間報告書の開示などを継続的に実施しています。
- (4) 対話において把握された株主の意見のうち重要なものは、取締役会に適時・適切に報告しています。
- (5) 決算発表前にサイレント期間(2週間)を設け、投資家との対話を制限するとともに、対話に際しては相互監視の目的からも、原則として2名以上で対応することにより、インサイダー情報の漏えいを防止しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NOK株式会社	1,167,891	14.27
株式会社西日本シティ銀行	382,800	4.68
安井 玄一郎	379,600	4.64
リックス取引先持株会	316,140	3.86
リックス従業員持株会	234,166	2.86
安井 龍之助	196,290	2.40
園田 和佳子	171,120	2.09
山田 貴広	164,620	2.01
株式会社三菱UFJ銀行	152,000	1.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	137,100	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
植松 功	弁護士												
大山 一浩	他の会社の出身者												
馬場 貞仁	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
植松 功				弁護士として法務関連分野における高度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言を頂くことを期待し、監査等委員である取締役として適任と判断しました。同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

大山 一浩				国内大手メーカーでの企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただくことを期待し、監査等委員である取締役として適任と判断しました。
馬場 貞仁				長年国内大手自動車メーカーで、生産管理や経営管理の面で、企業経営者として、豊富な経験、幅広い知見を有しております。経営全般の監視と有効な助言をいただくことを期待し、監査等委員である取締役として適任と判断しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する部署として、監査等委員会の直下に監査課を設置し、使用人(監査課長)を設けております。監査課は内部監査部門として業務執行役から独立した組織であり、監査等委員会が監査課に対して指示を行い、監査等委員会委員長へ監査報告を行うこととしております。業務執行役からの内部監査要請、情報の提供、共有等については、監査等委員会を通して監査課と連携をとる体制としております。また、使用人に関する人事異動等については、監査等委員会の同意を要することとし、業務執行役からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門である監査課長は、期首に監査計画を作成し、監査等委員会の承認を得て監査を実施し、その結果を監査等委員会へ報告しております。監査課と常勤監査等委員は通常共同監査を行っており、監査の状況や結果についての意思疎通を密に行うなど、相互補完により監査内容と監査効率の向上を図っております。会計監査人との連携については、監査課、常勤監査等委員が会計監査人の往査、実査に同行立会するとともに、会計監査の状況について随時報告を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

1. 委員会設置の目的
取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。当委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。

2. 委員会の審議事項

指名報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議し、取締役会へ答申します。

- (1) 取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 役付取締役の選定・解職に関する事項
- (4) 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等に関する事項
- (5) 監査等委員である取締役の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項
- (6) 後継者計画(育成を含む)に関する事項
- (7) その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

3. 委員会の構成

- (1) 取締役会の決議により選任された3名以上の委員で構成し、社内取締役1名、独立社外取締役2名以上とします。
- (2) 委員長は独立社外取締役である委員とします。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
該当項目に関する補足説明	

報酬等の一部を業績に連動する方式によっています。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

決定方針の決定方法

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および取締役(監査等委員)の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を決定しております。

1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬並びに退職慰労金により構成されております。監督機能を担う取締役(監査等委員)は、固定報酬並びに退職慰労金により構成されております。

2. 基本報酬

固定報酬については、当社の従業員給与が概ね上場会社の平均水準であることから、役員報酬についても上場会社における役員報酬の平均的な水準を目安としております。個人別の支給額及び支給時期については、役職別の固定報酬基準額及び基準額の10%の範囲内での加減額を、毎年6月株主総会后に月例で支給しております。

3. 業績連動報酬

業績連動報酬については、固定報酬の概ね80%を上限とし、業績連動役員賞与として支給しております。業績連動役員賞与については役員に対しての利益配分との考え方から毎年、取締役会の決議により、業績連動役員賞与及びそれに係る社会保険料並びに販売費及び一般管理費に計上される事業税を控除する前の当社単体の税引前当期純利益に対しての支給率、配分方法、上限額を決定しております。

なお、業績連動役員賞与の算定基準である前事業年度における業績連動役員賞与の金額及びそれに係る社会保険料の金額並びに販売費及び一般管理費に計上される事業税の金額を控除する前の当社単体の税引前当期純利益は2,434,935千円であり、業績連動役員賞与額は上限額の90,000千円であります。

業績連動役員賞与の額及び算定方式については、その妥当性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める任意の諮問委員会(指名報酬諮問委員会)を設置し、その諮問を受けることで独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

(算定方式)

- 業績連動役員賞与の総額は、下記2既定の税引前当期純利益に一定の割合を乗じた金額(千円未満の端数は切り捨て)とし、100百万円を超えない金額とする。なお、下記 既定の税引前当期純利益150百万円未満の場合には業績連動役員賞与は支給しない。
- 上記 の税引前当期純利益とは、有価証券報告書に記載された当社単体の税引前当期純利益に業績連動役員賞与の金額及びそれに係る社会保険料の金額並びに販売費及び一般管理費に計上される事業税の金額を加算した金額をいう。
- 各取締役への配分額は次の通りとする。

業績連動役員賞与総額×各取締役のポイント÷取締役のポイント合計

各取締役の役職別ポイント	
取締役社長	18.8
取締役副社長	16.9
専務取締役	14.9
常務取締役	12.7
取締役(使用人兼務役員)	4.8

4. 報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2020年6月25日開催の取締役会で取締役の報酬関係について有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンス報告書に記載した内容を決議しております。当該内容は、2021年2月9日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第72回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は11名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第69回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

固定報酬である役職別の報酬基準額及び加減額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長安井卓がその具体的内容について委任を受け決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。

また、業績連動賞与の支給算定基準については、取締役会の決議により決定しております。

これらの報酬額の決定については、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容に従って決定をしなければならないことを定めております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、経営企画部で行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

当社取締役会は取締役13名(全員男性)、そのうち社外取締役は3名で構成されています。

当会議は、毎月及び随時開催し、法令および定款の定める事項のほか会社経営における業務執行の意思決定および監督ならびに重要事項に関する審議・報告を実施しております。

2. 監査等委員会

当社監査等委員会は常勤の監査等委員1名、非常勤の社外監査等委員3名の4名(全員男性)で構成されており、当会議は毎月1回開催しています。

社外監査等委員3名につきましては、会社との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

監査等委員会は、子会社を含む当社グループの経営に関わる全般の職務執行について監査を実施しています。

3. 内部監査

当社の内部監査は、監査課が担当し、専任者1名が実施しております。監査の実施にあたっては、期首に作成した監査の年度方針および監査計画に基づき、営業所(35ヶ所)及び子会社の業務監査を実施、業務の実施状況、手続きの遵守状況や不正・誤謬の有無ならびに改善事項の改善状況についてチェックを行い、監査結果の報告を監査等委員会および社長、関係者に行います。

4. 会計監査人

会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しており、会計及び会計に係る内部統制の適正及び適法性について監査を受けています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が監査等委員会設置会社へ移行し、現状の体制とした理由は、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に関わることにより、取締役会の監督機能の強化を図るためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前の発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した株主総会の開催を基本としております。(前日又は前々日の開催)
その他	株主総会の招集通知を発送日前にTDnet及び当社ホームページに掲載しております。株主総会のビジュアル化を実施し、実績数値をグラフで示したりするなど、わかりやすさを図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、招集通知、報告書・中間報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署として、企画本部総務部を設置しております。	
その他	福岡(福岡証券取引所)にて、年2回決算発表を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」・「行動指針」にて定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	コンプライアンス規程を定め運営しております。
その他	役員の選任にあたっては性別に関係なく、これまでの経験・実績、能力、見識などを総合的に勘案のうえで選任しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)の取締役及び使用人は、企業活動を行ううえで、関係法令を遵守するとともに、社会の一員として、倫理・道徳に反することのないよう行動することを行動指針に掲げ、事業活動を行う。
 2. 上記の実践のために、定款を除く全ての社内規程の上位規程として、「コンプライアンス規程」を定める。
当社グループの取締役及び従業員、その他グループ内の各事業所で業務を行うすべてのものは、これに基づいて法令を遵守し、高い倫理観を保持しながら企業活動を行うこととする。
 3. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を置き、取締役、監査等委員、監査課、関係会社の社長、顧問弁護士で構成される委員会メンバーは、法令、定款に従って企業活動を実践することを随時必要に応じて指導する。
各メンバーは、コンプライアンス委員会の招集を委員長に対して請求することができる。
 4. 監査課は、違反の事実を行動においてモニタリングし、速やかにコンプライアンス委員会へ報告する。
 5. 違反行動を知り得たものは、職制を通してコンプライアンス委員会へ報告する。職制が機能しない場合には、通報者の保護を目的として外部の顧問弁護士を相談窓口とする。
 6. 違反の事実についてその報告・相談・協力を行ったものに対し、不利益な処遇を行うことを規定によって禁じている。
 7. 監査等委員会は監査課に指示して、会計監査と業務監査を行っている。業務が諸規程に準拠し、適正妥当に行われているかを実地監査している。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役は、定款、株主総会議事録、取締役会議事録等の会社運営の基本に関する文書(電磁的記録を含む。)については、文書規程に従って保存、管理している。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 会社に重大な影響を及ぼすと思われる重要な取引については、取締役会が審議、決定する。
 2. 取引先の与信については、与信管理部門が定期的に審査を行い、一定の基準に従って許可する。
 3. 当社の取締役会において、海外子会社における重要な施策について決定する。
- (4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
 1. 年1回の経営会議において、代表取締役及び各業務執行取締役は、子会社の取締役及び当社管理職に対して、グループ全体及び各本部の年度の方針・目標を示し、その方針・目標を共有し、その達成のために効率的な方法を示達する。
 2. 担当取締役は、定期的に本部内会議を行い、業務の進捗を確認し、現在の課題に対する対策を検討し、その実行を指示する。その内容は、締役に報告される。
- (5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社担当取締役は、子会社の取締役から毎月、会計報告・営業報告を受け、重要な案件について相互に意見交換を行い、また、当社担当取締役が子会社の役員である場合には、役員会に出席し報告を受け、意見を述べている。担当取締役は、取締役会でその結果を報告する。
- (6) その他の当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 当社と関係会社の取引条件を変更する場合、代表取締役社長の決裁をうける。
 2. 関係会社規程に則り、取引が正常に行われ当社に不利益になるような取引を行わないこととする。
 3. 海外子会社管掌の取締役をおき、海外子会社代表の業務執行を監視・監督する。
- (7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査課を設置し、使用人(監査課員)を設けている。
- (8) 当社の使用人の監査等委員会設置会社の取締役からの独立性に関する事項
監査課は内部監査部門として業務執行取締役から独立した組織とし、監査等委員会が監査課に対して指示を行い、監査等委員会委員長へ監査報告を行うこととする。
代表取締役からの内部監査要請、相互の情報の提供、共有等については、監査等委員会を通じて監査課と連携をとることとする。
使用人に関する人事異動等については、監査等委員会の事前の承認を要する。
- (9) 監査等委員会設置会社の監査等委員の上記(7)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査課は、監査等委員会委員長から指示をうけ、監査等委員会委員長に対して報告を行う。
代表取締役が監査課に内部監査を行わせ、その報告を求める場合には、監査等委員会を介して報告を行わなければならない。
- (10) 当社の監査等委員への報告に対する体制
 - イ 当社の取締役及び使用人が監査等委員に報告する
 1. 業務執行取締役は、取締役会において担当する業務執行についての報告を行う。
 2. 監査責任者または監査担当者は監査終了後、監査報告書を作成し、監査等委員会委員長に提出する。
 3. 当社の取締役及び従業員は、法令等の違反行為、当社グループに重大な損害を及ぼす恐れのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとする。
 - ロ 当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告をうけたものが監査等委員に報告をするための体制
監査課は実施した子会社の内部監査の結果を監査等委員会委員長へ報告する。
- (11) 当社の監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
法令違反についての事実や当社が重大な損害を及ぼす恐れのある事実の報告を受けた者、又はその報告をおこなった者、その事実関係の確認に協力した者の秘密を厳守し、不利益な処遇を行ってはならないとしている。
- (12) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務

の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、会社に請求することができる。

当社は、監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、費用又は債務を処理する。

(13) 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が選定する監査等委員は、当社グループの取締役及び使用人に対しその職務の執行に関する事項の報告を求め、業務及び財産の状況を調査する権限を有する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対して「コンプライアンス規程」等において組織としての対応方針を明確化し、弁護士、警察等との連携による組織的対応を行います。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示体制の概要

当社は、経営の健全化や透明性の確保の観点から、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針とし、コーポレート・ガバナンスの重要な部分として位置付けております。そのために関係法令及び適時開示規則に従い、必要な情報収集のための組織作りと仕組みの整備に取り組んでおります。また、役員・従業員に対する教育として、適時開示の重要性をインサイダー取引防止策も含め、社内会議の機会や、社内情報システムでの伝達・資料配布を通じて実施しております。

2. 適時開示担当組織の状況

担当部署名	企画本部総務部
担当人員	総務部長他2名
情報取扱責任者	常務取締役管理本部長

3. 適時開示手続き

(1) 決定事実に関する情報

総務部長は各部署より上程される予定の取締役会付議事項を事前に入手し、情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者は適時開示の要否を関係部署と協議し、開示が必要な場合は総務部長(または関係部署)に開示資料作成を指示するとともに、取締役会の承認を得た後、速やかに開示します。

(2) 発生事実に関する情報

各部署(または関係会社)は重要な事実の発生を認識した場合速やかに総務部長に連絡し、総務部長は情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者は適時開示の要否を関係部署と協議し、開示が必要な場合は総務部長(または関係部署)に開示資料作成を指示するとともに取締役会の承認を得た後、速やかに開示します。ただし迅速性を確保するために、代表取締役社長の承認により適時開示する場合がありますが、その場合は別途の取締役会にて事後承認または事後報告を行うこととしております。

(3) 決算に関する情報

経理部は関係部署と協力して決算開示資料を作成し、情報取扱責任者に提出します。情報取扱責任者は取締役会の承認を得た後、速やかに開示します。

